

新まちづくり(自立)計画



平成17年3月
色麻町

色麻町の新しいまちづくりをめざして

まちづくりはそこに住む人のために、その人達が幸せになるために行われるものだと思います。

最近価値観が多様化する中で「幸せ」の概念も千差万別とは思いますが、まちづくりが求めるものは、安心して子供を産み育て、日々の暮らしが安定し、家族が共に健康で過ごせるという、人としての基本的な「幸せ」だと思います。

つまり「まちづくりは、幸せづくり」と言い換えてもいいのではないのでしょうか。行政は「最大多数の最大幸福」を実現するために存在するものと言えるでしょう。

でも、この幸せは、行政が一方向的に与えるものではなく、住民と共に額に汗して獲得するものです。なぜなら、過去に経済が豊かで国も地方も税収で充分潤った時代は、行政主導で様々なサービスが提供できました。

しかし、今は限りある財源の中でサービスを厳選し、選択しながら明確な目標を持ったまちづくりを行わなければなりません。

国内を見回すと、平成の大合併が法的な時限を迎えており、合併特例債などの優遇措置を受けるべく多くの市町村が、この3月まで合併申請を行ってきました。色麻町は結果的に合併できなかったことで、当分の間自立の道を歩むこととなります。

国では構造改革のひとつとして、また分権型社会を構築する手段として地方財政制度の根幹にかかわる三位一体の改革を行っています。今年度は三位一体の趣旨に反し、地方交付税の大幅削減だけが先行したため地方から大きな非難を浴びました。最近やっと国庫補助負担金の交付金化のあらましが見えてくるようになりましたが、この交付金化は従来の補助金の交付額・率を下回るので逆に地方の負担が大きくなります。

今や地方の自治体の多くは合併の有無にかかわらず、財政問題、環境対策、少子高齢化、過疎化も含め、様々な大きい波に翻弄されています。

色麻町も例外ではなく、目標を定めて、乗組員（住民）と一緒に力を合わせ、荒波の中しっかりと舵を取って行かなくてはなりません。

舵を取るための指針を定めるのが行政の役割であることから、ここに、この指針を新まちづくり自立計画として町民皆さんに示すことになりました。

そしてこの計画を実行していくことが、将来のまちづくり、幸せづくりにつながるものであると確信するものです。

色麻町を取り巻く現状

1. 総合計画策定後の財政状況（三位一体の改革）

「イナカのチカラ、シカマのチカラ。」イナカの良さ、強さ、美しさを活かしたまちづくりと題して平成13年度からスタートした長期総合計画を基本に行政運営を行ってきています。

しかしながら、国の構造改革の一環として今年度から行われた「三位一体の改革」により交付税の大幅な減額で財政環境が大きく変わってきました。

三位一体の改革とは、地方分権改革推進会議の意見案からの文言によると「歳出の構造改革の重要分野の一つとして地方行財政改革が位置づけられ、国庫補助負担金、地方交付税及び税源移譲を含む税源配分のあり方について三位一体で検討する。」

「国庫負担金は、地方交付税とあいまって、国が地方に対する標準的行政水準を保障する役割を果たしている。一方で国庫補助負担金の交付を通じた国の関与が地方公共団体の自主行財政運営を阻害する」よって「国の関与の廃止・縮減と地方自治体が自立的に財政運営」を行うため「国庫補助負担金の廃止・縮減」し、「廃止される国庫補助負担金の対象事業で、引き続き地方公共団体が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方に税源移譲する。」

「地方交付税の改革を行うにあたっては、まず地方歳出の徹底的な見直しを行い、地方財政計画の規模の縮減を図り、地方交付税総額の抑制を行う。」

「国として地方公共団体が課税自主権の活用を通じた自主的な財政運営ができるよう、国による財源保障の見直しとともに、基幹税についてより一層の課税自主権の活用が可能となる制度整備について検討を行うべきである。」とあります。

最終的な三位一体の改革の目的は、「国・地方を通じた危機的な財政状況を克服し、今後少子高齢化が一層進展する時代にわが国の活力を回復維持して行くには、官から民へ、国から地方への考えのもと、これまでの中央集権的なシステムを転換し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主自立の地域社会からなる分権型システムの構築をめざすこと」とあります。

国庫補助負担金の交付金化だしいに具体化してきましたが、従前交付された補助負担金の額や率を下回るもので、税源移譲が明確になっていない現状では、地方の負担がより大きくなります。

現実には三位一体の改革によって財政的にさらに厳しい環境に置かれることは、間違いありません。

2. 人口減少と少子高齢化

人口推計は、2000年（平成12年）国勢調査人口（8,162人）を基準に過去のデータを参考にして次の通り推計しました。

◆総人口推計

2005年（平成17年） 7,804人
 2010年（平成22年） 7,441人
 2014年（平成26年） 7,144人となります。

◆65歳以上の高齢人口が総人口に占める割合（高齢化率）

2005年（平成17年） 25.0% 1,949人
 2010年（平成22年） 24.5% 1,826人
 2014年（平成26年） 26.1% 1,864人

◆15歳未満の年少人口が総人口に占める割合

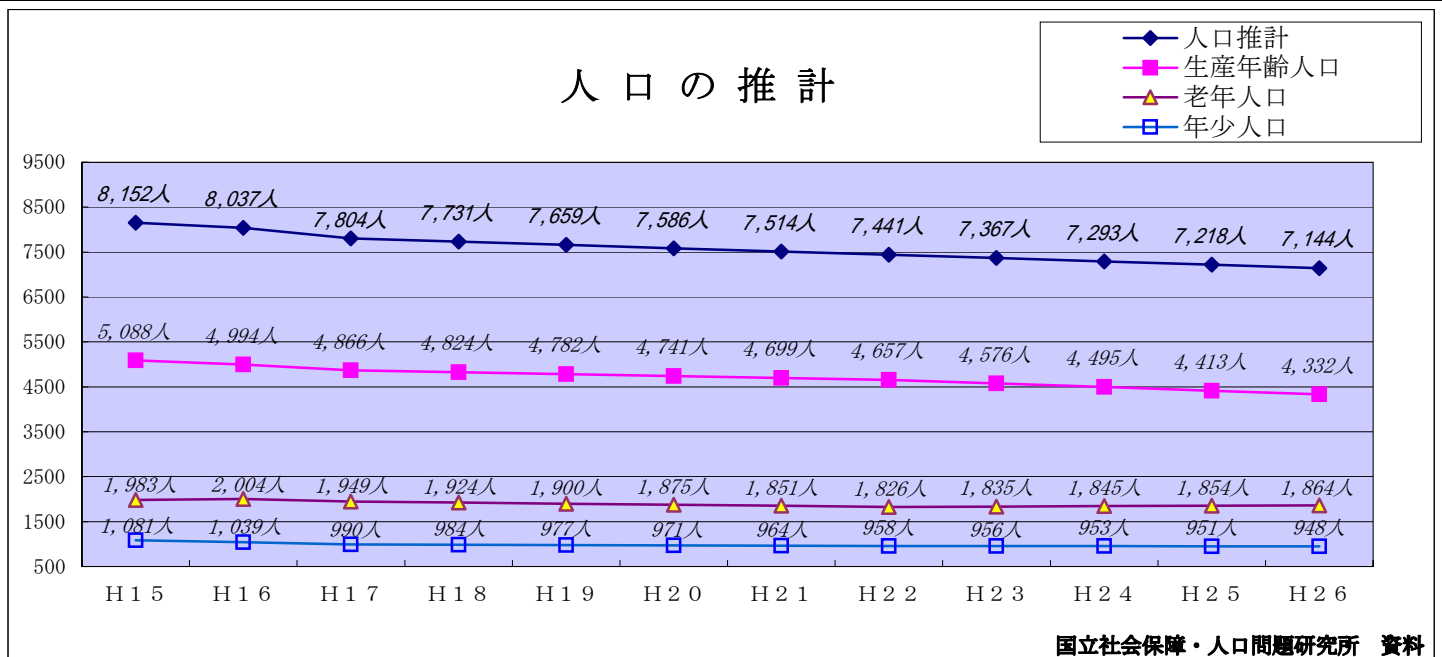
2005年（平成17年） 12.7% 990人
 2010年（平成22年） 12.9% 958人
 2014年（平成26年） 13.3% 948人

このように人口減少と少子高齢化が進展することが具体的に理解できます。

これらのことから、人口増加をめざす定住化促進策や子育て支援など少子化に対応した事業を今後の最重点事業として取り組むことが求められます。

人口の推計

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人口推計	8,152人	8,037人	7,804人	7,731人	7,659人	7,586人	7,514人	7,441人	7,367人	7,293人	7,218人	7,144人
生産年齢人口	5,088人	4,994人	4,866人	4,824人	4,782人	4,741人	4,699人	4,657人	4,576人	4,495人	4,413人	4,332人
老年人口	1,983人	2,004人	1,949人	1,924人	1,900人	1,875人	1,851人	1,826人	1,835人	1,845人	1,854人	1,864人
年少人口	1,081人	1,039人	990人	984人	977人	971人	964人	958人	956人	953人	951人	948人



3. 合併問題

本町は加美郡旧3町と合併協議を行ってきましたが、平成14年10月末に住民意向調査の結果を尊重し、合併期日を特例法の期限まで延長し住民に理解が得られる十分な合併協議を行いましょと申し入れましたが、翌15年4月1日に3町だけの合併という結果となりました。

今は合併特例法という期限が定まった時限立法であり、この3月まで合併の申請した市町村には合併特例債などの財政的な優遇措置があります。市町村の中には合併特例債の償還に交付税措置があるにしても借金に変わりはなく、将来的に住民の負担になるという姿勢のもとに、合併特例債に頼らない合併後のまちづくりをめざしているところもあります。

合併は、合併特例法の期限内だけで認められるものでなく、いつでも可能です。合併特例債に頼らずに、自立した自治体として地域の住民が幸せになれるような住民本意の合併が望ましいと考えます。

平成の大合併の第一波が今なら、やがて第二波の合併の時機が到来すると思われま。その時は、望ましい合併の姿を町民と共に描きながら、合併協議に参画することになるでしょう。

今は単独で自立した行政運営に心がけ、町民とともに今後の町の方向性を冷静に見極めなくてはなりません。

4. 町民の行政参画

色麻町のまちづくりの指針である町長期総合計画は、町民の代表者である60人で構成するまちづくり委員会の参画のもとに2年の歳月を費やして策定されました。

また生涯学習推進計画など個別の計画にも多くの町民の参画を得て策定しています。

これはまさしく住民と行政との協働のまちづくりの一端を示すものであります。今後地方分権の趣旨に沿った「自ら考え自ら実行する自立したまちづくり」を行うためには、様々な行政課題を解決するにあたり色々な場面で、住民と行政が知恵を出し合いながら共に汗を流す協働のまちづくりをなお一層進めて行くことが必要になります。

例えばこれから大きな財政負担となるごみ処理についても、ごみの減量化が負担を軽減する大きな手段となりますが、これも住民と行政が一緒に取り組むことで初めて効果をもたらすものです。

前述の通り財政環境は益々厳しくなり、さりとて町の収入を大きく増やす特効薬もありません。家庭と同じように、今の収入で生活することが求められます。

多くを望まず今の収入で足りるという感覚を持ちながら、町民皆さんが幸せになれるように創意工夫をしていかなければならないと思います。

これからは自分の町をみんなで力を合わせ幸せづくりに向かっていくために、町民と議会と町当局がまさに三位一体となり諸課題に取り組まなければならない時機が到来したと言えるのではないのでしょうか。

計画の目的

国の三位一体の改革による地方財政の大きな転換期を迎え、長期総合計画を基本としながら自立したまちづくりを行うために、今後10年間の歳入歳出の財政推計を行い、どのようにしたら行政サービスを維持し、または既存のサービスを住民ニーズの変化に応じて見直しするなど、いかに効率の良い行財政の運営ができるかを町民各位に示すことが行政の大きな責務であります。

この計画を遂行することで将来への不安を取り除きながら、安心して安全な地域社会を形成し、相互に思いやりができる心豊かなまちづくりをめざすものです。

計画の期間

この計画の期間は、平成17年度（2005年）から平成26年度（2014年）までの10カ年とします。

計画を推進するため前提

行財政改革の推進

◆職員定数の管理による人件費の削減

10年間で126名の職員数を33名減員し93名とします。これにより平成26年度には平成15年度に比して2億円の削減になります。（歳出推計人件費の欄に再掲）

◆職員の研修及び資質の向上

職場内研修のほか、専門性が要求されるものについて研修項目ごとに東北自治研修所、市町村職員中央研修所などに職員を積極的に派遣。職員及びサービスの資質の向上を図ります。

◆効率の良い事務執行のための組織機構及び事務事業の見直し

町民の立場に立った利用しやすい役場を目指し、組織の統廃合と担当事務事業の見直しを必要に応じて随時おこないます。

17年度においては、総務課と企画商工課、税務課と町民生活課、下水道課と水道事業所の統合を実施します。

◆各種団体の補助金の見直し

各種団体の補助金については、平成9年から見直しを行い、被補助団体の会員の協力を得ながら削減・廃止を行ってきました。補助の目的は団体が自主的に運営するまでの財政的支援措置です。団体の運営が自主的になり、自立性が認められた場合には今後とも見直しを行います。

◆各種委員会、審議会委員の報酬・費用弁償及び委員会、審議会の統合を含めた見直し

各種委員会委員、審議会委員は、常勤の役場職員とは異なり、非常勤の特別職の職員と言われます。非常勤の特別職の職員の報酬は、農業委員、教育委員、消防団員などの年報酬の他は、日額報酬と費用弁償が支給されます。これらの年報酬や日額報酬、費用弁償を減額します。

◆経済効率を優先とした事務事業及び公共施設民間委託の検討（官から民へ）

投資効果に基づいた事務事業を点検評価し、スクラップアンドビルドの考え方を浸透。また、公共施設の管理について、民間に委託した方がより利用目的にかなうと判断される場合は、条件を付して委託先を公募し、議会の議決で委託先・委託期間を決める指定管理者制度を導入します。

◆定期的な事務事業評価の導入

内部による定期的な事務事業評価を試行しており、将来的に事務事業評価を町民に公表し、更には有識者を含めた行政評価委員会を設置して事務事業の効率化、能率化を図ります。

住民と行政との協働

行政サービスを提供する行政とサービスの受け手である住民とが連携することで、効率的で質の良いサービスが享受できることも十分可能になります。

財政環境が厳しさを増す状況では、行政だけで問題解決ができるとは言い難く、地域全体で取り組むことで、より容易に解決できることが多くなっています。

そこで今後は、住民と行政が共に手を携えて様々な諸問題を解決し、快適なまちづくりをする必要があります。行政も住民の皆さんが積極的に参画できる機会を設けて、協働のまちづくりを進めていきます。

情報提供の推進

協働のまちづくりに必要な最大のポイントは、情報提供をさらに進化させることにあります。町ではこれまで情報公開条例を制定し、何人にも情報を開示するという姿勢を取ってきました。また行政の様々な分野において情報提供する出前講座を開設していますが、いずれにしてもこれらの制度の利用者は少なく、新たな仕組みが必要と思われます。

内外的には町のホームページにおいて、できる限り新鮮な情報の提供に努めており、町の広報紙では是非知って頂きたい情報を工夫しながら提供しています。また他町にはない有線放送を活用した広報活動も行っています。

行政としてこのような媒体を手段として情報提供に努めているものの、現実的には十分伝わっていないこともあります。

この協働のまちづくりでは、住民と行政が常に情報を共有し、共通理解を基盤とした信頼関係を築かなければ何も始まりません。町からの情報提供を住民が貪欲に受け止めてもらえるような雰囲気づくりとともに、わかりやすく親しめる情報提供と意見交換が可能な仕組みも新たに構築します。

財源の確保と受益者負担

今後の財政状況は、国の三位一体の改革で地方交付税削減、補助負担金の交付金化による実質的な削減（従来の8割の額）、不確定な税源移譲で厳しさと同時に不透明な状況にあります。

宮城県は単独補助金を「市町村振興総合補助金制度」として、使い道は市町村の独自性を認めるものの、交付額は従来よりも15%削減するという方針を示しています。

税収も年々漸減傾向にあります。雇用の場の確保と税収の増収をめざすには企業誘致が効果的なこともあり、今後とも取り組まなくてはならない事業です。

また産・学と連携した起業家の発掘も検討し、担税能力を持つ法人の育成支援も考慮していく必要があります。

歳出面では家庭または事業所から排出されるゴミは増加の一途をたどり、その処理に要する費用もまた大きな財政負担となっています。

すでにゴミ処理の有料化が既定方針となり、近い将来全国的に有料化が実施されることとなります。

また、本計画の実施期間中に財政がさらに厳しい状況に置かれた場合には、広く行政サービスのあり方を再検討すると共に、サービスを維持するための財源として、受益に応じた手数料、使用料などの公共料金の負担増を求めることとなります。

長期総合計画と本計画との事業調整

長期総合計画では、町の行政内容を6分野に分けています。

いやすチカラ・・・保健・医療・福祉

はぐくむチカラ・・・子育て・学校教育・生涯学習

あきなうチカラ・・・農業・商工業・観光

まもるチカラ・・・自然環境・生活環境保護

ひらくチカラ・・・生活基盤整備

すすむチカラ・・・行政と住民によるまちづくり

本計画は長期総合計画を基本として策定していますが、この自立計画での最重点事業と6分野別の今後推進する主な事業と見直し（縮減・廃止・内容見直し）する事業とを整理し、この計画の進むべき方向を示します。

本計画の最重点事業

先述したように、まちづくりは幸せづくり、行政は「最大多数の最大幸福」を実現するものです。本町にとってその最も**基本**となるのは、安心して子どもを産み育てることができる**子育て支援**、生活基盤の安定を図りながら、人口増加をめざして町の活力を生み出す**定住化促進**、健康は家族の願い、いつまでも健康でとの思いを込めた**健康増進**の3事業としました。

よって、この3事業を本計画の最重点事業と位置づけ、町民の理解のもとに**積極的**に事業を**展開**していきます。

子育て支援事業

これまでの取組

- 保育所開設当時から近隣に先駆け0歳児保育を実施
 - 幼稚園の預かり保育・保育所での延長保育を実施
 - 児童センターに子育て支援センターを併設し、子育て家庭に対する支援活動の企画運営を行う。現在「すくすくサロン」「なかよしキッズクラブ」の遊びの広場、特別保育事業を実施
 - 子育てを一緒に考える母親クラブ（ミルキーママ、グランママ）のサークル活動を支援
 - 子育てホットダイヤルでの相談業務を実施
 - 「子育てネットワーク推進会議」「児童虐待防止連絡会議」の運営
 - 学校週5日制に伴い、児童センターでは土曜日も開館して対応
 - 留守家庭の児童を対象とした学童（小学1～3年生）保育を実施
 - 町ホームページに子育てネットを開設
 - 乳幼児、児童医療費一部負担の無料化を12歳（小学卒業時）まで延長
 - 地域子ども教室推進事業「子どもの居場所づくり＝しかまっ子体験塾」の実施
- 以上の事業の中には、他の自治体に先駆けて実施しているものも数々あり、子育て支援事業に対する町の姿勢は自他共に認められています。

行政で支援はしているものの、子育ては基本的に両親や家族が愛情を注いで行うと言うことは言うまでもありません。

これからの取組

- ★ これまで実施してきた事業の継続
- ★ 一時的に保育に欠ける乳幼児の「一時預かり保育」の実施
- ★ 保護者の就労形態の多様化に対応する「休日保育」の実施
- ★ 乳幼児・児童医療費助成（一部負担の無料化）対象を15歳（中学卒業時）まで拡大
- ★ 養育支援の必要な家庭に対する育児支援家庭訪問事業の実施
- ★ 幼稚園、保育所一体化についての検討
- ★ 児童虐待関係事務が市町村に移譲されることから、地域並びに関係機関とのネットワークを強化
- ★ 次世代育成支援地域行動計画の実現

定住化促進事業

これまでの取組

農工併進のまちづくりを目指し企業誘致を進めた結果、積水ハウス及び関連企業13社が進出し、平成8年から操業をはじめ、約600名の雇用を創出しました。ここ10年間の企業誘致は、農地転用可能地や空き工場の再利用等をセールスポイントに努力してきましたが、長期的な景気の低迷により結果を出せないままに推移してきました。

平成6年から販売した本郷住宅団地55区画も、保健・医療・福祉施設群が近接していることや企業進出の効果もあり完売しました。

また昨年7月から、後継者・失業者対策、人口増を目的としたUターン・Iターン対策及び町民の安定した生活基盤の確保のため、職業紹介事業を全国的に先駆けて実施しています。

これからの取組

- ★ 町の後継者や失業者、Uターン・Iターンなどの居住希望者への職業紹介の充実
- ★ 雇用と生活基盤安定のための企業誘致
- ★ 企業誘致、宅地整備が可能な土地利用計画（農業振興計画）の見直し
- ★ 新たな雇用創出をめざした既存企業への支援
- ★ 空き工場の再利用を目指した企業誘致
- ★ 雇用を創出する起業家の発掘と育成支援
- ★ 各種労働需要に対応できる人材センター（シルバーセンターも包含）の設立
- ★ 公営住宅の改築及び人口増加を目的とした新たな公営住宅の建設
- ★ 民間アパート建築の促進
- ★ 農村での生活希望者に対する空き家情報の提供

健康増進事業

これまでの取組

健康は何ものにも代え難いもので、一人ひとりの願いであると同時に健康は家族の願いでもあります。その願いを実現するために、早期発見・早期治療を目的とした各種検診事業に取り組んできました。

また公立加美病院を建設し、診療部門と併行し検診部門の施設を重点的に整備しました。この施設を利用し町民の健康を守る検診体制は充分整ったと言えます。

検診事業の重要性にも増して、病気に罹らないための一次予防、即ち自己管理が大切です。公民館事業ではこれまで町民の健康管理を促進するため、エアロビクス、水泳、気功など様々な教室を開催しています。また、3B体操やレクリエーションダンスなどのサークル活動も健康増進に寄与していますし、体育協会の各部会も好きなスポーツを介して健康づくりを行っています。

また保健事業として病気の原因になる生活習慣病を克服するため、食生活改善普及事業や予防健康教育相談事業などを実施しています。

これらの事業には、地域ネットワークとして保健推進員、ヘルスマイト会員の協力体制が大きな貢献をしています。

これからの取組

- ★ 自分の健康は自分で守るという意識の高揚を図るため、正しい知識の情報伝達
- ★ がん等の各種検診事業の充実と受診率の向上
- ★ 要介護にならないための介護予防事業の推進
- ★ 生活習慣予防のための健康教育相談事業の実施
- ★ 健康づくりに参加できる公民館事業の開催

<いやすチカラ（保健・医療・福祉分野）>

現 状

平成10年以降これまで不足していた施設整備に取り組み、平成12年度には保健福祉センター（保健センター、ディサービスセンター、児童センター、子育て支援センター併設の複合施設）を開設。平成13年度には心身障害者地域活動ホームを開設。同年加美郡保健医療福祉行政事務組合の事業として公立加美病院と加美老人保健施設が開業し、保健・医療・福祉の一大施設群が整備されました。

これら施設を有効活用して検診や様々な福祉サービスを行っています。健康は町民一人ひとりの願い、家族の願いです。今後も積極的に事業に取り組むことで幸せづくりにつなげていきます。

今後主に推進する事業

- ★ 自分の健康は自分で守るという意識づくりと正しい情報の提供
- ★ がん等の各種検診事業の充実と受診率の向上
- ★ 要介護にならないように健康保持する介護予防事業を推進
- ★ 生活習慣病予防のための健康相談事業や食生活改善普及事業の推進
- ★ 公民館事業での健康づくり事業の推進
- ★ デイサービス充実のため土曜日もサービス実施（平成17年度から）

見直し事業

◆敬老祝い金の支給金額の見直し

17年度から100歳が100万円から50万円に、90・95・99歳の節目は5万円から3万円に支給額を変更

◆敬老会開催事業内容の再検討

招待者が一同に会する現状の開催では、招待者の出席率が4割という状況と、時間的制約から十分な対応ができない現状にあります。例えば敬老会を地区ごとに開催した場合、創意工夫などで内容の充実化がより可能と思われるので、今後広く意見を聴き開催内容を検討。

〈はぐくむチカラ（子育て・学校教育・生涯学習分野）〉

現 状

本町においても少子化は顕著であり、まさに子どもは町の宝です。合計特殊出生率は1.68人（全国水準1.29人）で、過去10年間の推移を見ると、年平均67人誕生しています。これから生まれる子ども達のために施設整備を行い、積極的に事業の充実に取り組んできました。

（事業の内容については、最重点事業の子育て支援の項を参照して下さい。）

学校教育ではパソコン導入によるIT化を促進し、児童・生徒の安全性確保のため、予想される宮城県沖地震に備え耐震診断、耐震補強を行い、16年度は中学校に新たにプールを建設しました。

また父兄の要望に沿って幼稚園から中学校までの一貫した給食体制と今話題になっている食育の問題に対処するため、平成14年度に学校給食センターを開設しました。

生涯学習においては、平成13年3月に策定した生涯学習推進計画に基づいて、町民ニーズに応えるため幼児教育から青少年・成人・女性・家庭の教育事業に様々な趣向と工夫を凝らしてきました。子ども達の休日や放課後における居場所づくりのため地域の大人達の教育力を結集して、人とのふれあい、様々な体験活動する地域子ども教室推進事業などの新たな試みにも挑戦しています。

今後主に推進する事業

（一部最重点事業と同事業再掲）

- ★ 地域で子育てを支援する態勢が重要になってくることから、地域の教育力の再生を図るべく地域と学校が連携して子ども達の奉仕活動、体験活動を推進していく地域教育力活性化推進事業、地域子ども教室推進事業、文化体験プログラム支援事業、みやぎらしい協働教育推進事業を推進
- ★ 乳幼児・児童医療費助成対象の拡大。18年度から15歳（中学卒業時）までとする予定
- ★ 一時的に保育に欠ける乳幼児の一時預かり保育の実施
- ★ 幼稚園、保育所の一体化の検討
- ★ 養育支援が必要な家庭に対する育児支援家庭訪問事業の推進
- ★ 町の情報を発信し共に考える各種行政「出前講座」の充実
- ★ 男女共同参画の推進
- ★ 宮城県学習情報ネットワーク（新みやぎSWAN）を活用したIT学習（小中学校とも）の充実

見直し事業

◆町民大運動会開催内容の検討

◆社会体育モデル地区推進事業終了（平成20年）

◆秋祭りスポーツ大会の見直し

秋祭りの内容の検討に併行して、スポーツ大会の必要性の再検討。

◆学校給食センターの将来的な民間委託検討

町直営よりも民間に委託した場合より事業目的が達成される場合、指定管理者制度の中で委託を検討

<あきなうちカラ（農業・商工業・観光分野）>

現 状

農業は、米の生産調整の的確な実施、水田環境の保全、需要に応じた作物生産、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地づくり、担い手育成などを目指した水田農業ビジョンを策定し、この目標に取り組んでいます。

生産調整などでも町の補助金を投入し農家所得に最大の配慮をしていますが、歯止めの掛からない米価低落傾向は農家経済に大きな影響を及ぼしています。

農業基盤整備では、清水から下高城地区にかけての圃場整備事業が現実化しており、関係者の100%同意を前提に予定を大幅に繰り上げ、早期に着手することが課題となっています。

また花川水系の用水確保対策事業は、宮城県が事業主体で防衛庁補助事業により、花川1号・2号ため池が整備され、現在は除ため池が建設中、さらに猪子沢、八原などのため池が逐次整備される予定です。これらの施設の完成後の維持管理は花川ダム管理組合で行い、その費用の大半は組合に対する受益者負担になります。

保野川ダムの今後の維持管理費についても町の負担が大きくなることから、花川ダム管理組合と同様に受益者負担を設定することが迫られています。

畜産部門は、家畜排泄物処理施設整備事業に重点的に取り組み、該当農家に対して支援をしながら畜産振興を図り、耕畜連携も促進してきました。

商工業は、平成8年積水ハウス東北工場及び関連会社13社の工場立地で飛躍的に工業生産額が伸びました。その後も誘致活動を行うものの景気が低迷し企業の生産設備投資意欲が高まらず成果を上げるに至っていません。

現段階では、空き工場の再利用を目指し企業誘致に取り組んでいます。

職業安定法の改正により地方自治体で職業紹介ができることになったので、昨年7月から宮城県で最初に職業紹介事業に取り組み、後継者、失業者、Iターン、Uターン者の就業により定住化を促進するとともに、就業希望者の生活基盤の安定を図っています。

かつぱのゆは、温泉の泉質が良いと評価が高いものの、近年近隣に同様な温泉施設が次々と開業した影響で、入館者は年々減少しています。今利用者の利便性と要望にそってかつぱのゆの新館、旧館のリニューアルに取り組み、入館者の増加を図ります。

今後主に推進する事業

- ★ 町民の期待に応えられる職業紹介事業の充実
- ★ 認定農業者を中心とした担い手農家への支援
- ★ 売れる農産物づくりのための色麻型農業の再構築
- ★ 意欲のある農家、または農業者グループが自ら考えたプロジェクトに対する支援
- ★ 農業基盤の整備（圃場整備事業）の実施
- ★ 特産品（えごま・大豆関連商品など）の開発と販路拡大
- ★ 地場産業に取り組む起業家への支援、産官学連携にチャレンジ
- ★ 雇用と税収確保のための新規企業誘致の促進
- ★ 新たな雇用創出を促進するために既存立地企業への支援
- ★ 利用者のニーズに合わせたかっぱのゆの施設再整備

見直し事業

- ◆ 林業事業の事業量の調整
- ◆ 各種団体への補助金の見直し
- ◆ 秋祭り事業内容の検討
- ◆ 保野川ダム管理費の受益者負担設定

<まもるチカラ（自然環境・生活環境保護分野）>

現 状

家庭から排出されるゴミは年々増加の一途をたどっています。ゴミ全体の収集量は、平成11年度1,568トン、平成15年度には1,886トンと4年間で20%も増えています。1世帯あたりのゴミ排出量（15年度実績）は、可燃ゴミで1日平均2kg、年間で725kgにもなります。

容器包装のリサイクルは、平成5年度からアルミ缶、スチール缶などの分別収集が始まり、平成9年度からペットボトル、平成12年度から白色トレイ、平成16年度からはプラスチック製容器包装の分別収集を開始しています。

これら可燃ゴミ、不燃ゴミ、リサイクルゴミの処理に要する費用（15年度決算額）は、7,245万円です。し尿処理の費用3,825万円を合わせると1億1,070万円となり、個人町民税のほとんどがゴミ・し尿処理に費やされていると言えます。

今後は町民挙げてゴミの減量化を重点的に取り組まなければ、財政負担は大きくなる一方です。

また山林や河川敷などへの不法投棄が一向に無くならないのも憂慮されます。

防犯・交通安全、消防防災などの生活の安全確保については、日常の心構えや備えが大切です。年を追って発生確率が高くなる宮城県沖地震に備えて、防災計画の見直しを進め、必要な備品の備蓄にも取り組んでいます。被災した時の災害復興のためには、平成12年親善友好都市の牛久市と災害時相互応援協定を締結しています。

行政区では地区民の融和、協働を目指し様々な活動が展開されています。安全で住みやすい地域を形成し、これからの行政課題を解決するためには、地区の地域力が必要となります。

この地域力で集落農業、子育て・教育、環境保全などに取り組み、昔のような連帯感を持ちながら元気な地域をつくるのが、まちづくりの大きな方向性となります。

今後主に推進する事業

- ★ 家庭から排出するゴミの減量化対策（過剰包装拒否・マイバック持参運動）
と不法投棄防止の啓発
- ★ ゴミ対策町民ネットワークへの支援
- ★ ゴミの分別収集の拡大、リサイクル、再利用の推進
- ★ 防災体制の拡充（防災訓練、災害対策用備品の備蓄）
- ★ 行政区ごとの特色あるコミュニティづくり事業の支援
- ★ 農業振興計画改定に基づく生産性の高い土地利用の推進

見直し事業

- ◆ 家庭害虫駆除事業の縮小・廃止
- ◆ 家庭用排出ゴミの有料化

国で有料化の方針を示したことから、近い将来有料となりゴミの排出量に応じた応分の負担をすることになります。

<ひらくチカラ（生活基盤整備分野）>

現 状

町道は、平成14・15年度において241路線、延長166kmを新たに認定し、全路線数は400路線、総延長334kmとなりました。

道路整備は、特定防衛施設周辺整備調整交付金並びに民生安定事業で計画的に行っています。町政懇談会において最も要望が多いのが道路整備そして排水路整備です。この計画が示しているように、町の財源は縮小していきますので、道路の交通量などの利用状況を勘案して優先順位をつけながら整備しなければなりません。

下水道事業では、道路などに管を埋設して下水処理する公共下水道事業を進めていますが、下水本管から距離がある世帯は経済効果の高い合併処理浄化槽による個別排水に計画変更し、16年度において全体事業費を11億円あまり縮減しました。事業全体の進捗率は50%を超え、今後10年以内で完成する予定です。供用開始ができる世帯の水洗化率も50%強で、整備した施設の有効利用（投資効果）を促進するためにも水洗化率の向上が課題です。

情報関連では、町のホームページ内容の充実を図り、この自立計画素案を始め町内外に発信すべき情報を掲載し、できる限りリアルタイムで積極的に情報開示を行っています。

住宅関連は、近年民間アパートが建設されており、入居状況はほぼ満室で町の定住化施策に貢献されています。さらに民間アパートの建設が促進されるよう不動産関係者に働きかけを行っています。

町においては老朽化した花川住宅、切付住宅の入居者のための住宅を中学校プール跡地に建設し、その後花川住宅を解体し新規入居者（新住民）確保のための町営住宅を建設する計画をしています。

今後主に推進する事業

- ★ 下水道整備事業の推進と水洗化率の向上
- ★ 町営住宅の改築及び定住化促進（人口増）のための増築の実施
- ★ 水道管付設替の促進
- ★ 防災のための排水路整備
- ★ 使用頻度・交通量を勘案した計画的な道路網の整備

見直し事業

- ◆ 下水道整備においての特定環境保全公共下水事業区域の縮小とそれに伴う個別排水処理事業の導入

<すすむチカラ（行政と住民によるまちづくり分野）>

現 状

平成9年から行政改革に真剣に取り組み、その成果をより必要とする各種町民サービスの充実として具現化してきました。ちなみにこれまでの行政改革による節減効果額は、2億2千万円を上回るものとなりました。

これからも国から要求されるばかりでなく、効率的な行政運営ができるように自ら行政改革に取り組まなければなりません。

行政改革は町民の協力がなければ達成できない項目が多くなってきます。

行政改革を実行することで痛みを伴う町民がいる一方で、その分サービスを受けられる町民が存在することになり、互いに理解を深めていかなければならないこともあります。

町民が自由にまちづくりに意見が言えるよう、町民の自主的な活動を支援しながら、気軽にまちづくりに参画できるシステムづくり、雰囲気づくりも今後の大きな課題です。

公民館事業として行政の様々な仕事、情報を提供できる出前講座をさらに活用し、その時々行政課題を町民と共に手を携えて解決する、協働のまちづくりをなお一層進める必要があります。

今後主に推進する事業

- ★ 行政からの積極的な情報開示
- ★ 役場の組織見直しによる効率的な行政の遂行
 - 17年度から総務課、企画商工課が「総合振興課」に、町民生活課と税務が「町民税務課」に、下水道課と水道事業所が「上下水道課」になります
- ★ 町税、使用料等の公共料金の公平負担
 - 権利を主張する前に義務を果たす原則の遵守
 - 総合徴収対策室を中心とした滞納整理及び法的措置での対応
- ★ 町政に町民が参画できる協働の仕組みづくり
- ★ 退職者4分の1補充による職員数の削減（10年間で33名の減）、削減した後の行政は住民参画・住民協働の確立した小さな役場化をめざす
- ★ まちづくりに参画する起業家、NPO設立支援

計画の進行管理

この計画は平成17年度から平成26年度までの10年間の財政推計によって構築しています。しかし、将来的に大きく経済状況が変動するとか、国の方針が転換するとか様々な要因が推測されますが、その場合は現実に即した計画につくり換えることとなります。

この計画の進行管理は様々な環境の変化に影響されますが、まずもってこの計画の実効性を確保するために次の事に留意していきます。

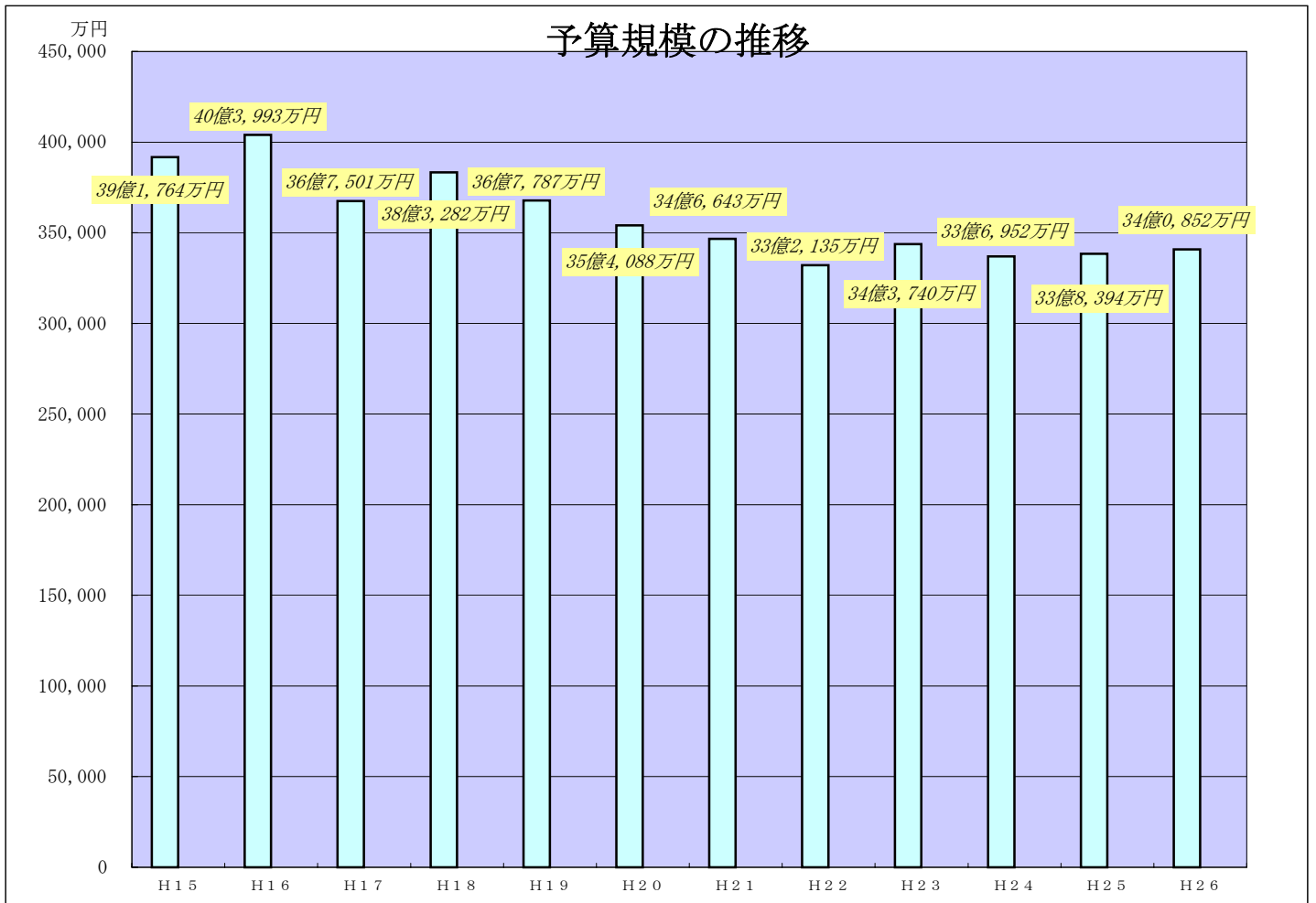
1. 効率的な行政を遂行するために全事務事業の評価を毎年度行います。
2. 計画の進行状況に合わせた行政組織のスリム化を図ります。
3. 財政計画（推計）に合致した事業実施計画を策定し、計画的な行財政運営に努めます。
4. 財政推計及び事業実施計画は、毎年ローリング（見直し）を行います。
5. 行財政運営の状況について住民に的確な情報開示を行い、住民との協力協調により、共にこの計画を推進します。

歳入歳出 財政推計

予算規模の推移

単位：万円

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
予算規模	391,764	403,993	367,501	383,282	367,787	354,088	346,643	332,135	343,740	336,952	338,394	340,852



歳入歳出の見通し

財政環境は、地方に自立と分権推進を求める「三位一体の改革」により激変したといっても過言ではありません。平成16年度の地方交付税の極端な減額は、地方財政を混乱に陥れましたが、将来的に減額の方針に変化はないものの、平成17年度地方交付税総額は前年に比して伸び0.1%と横ばいになりました。

国庫補助負担金の交付金化の概要が発表されましたが、補助制度と比べ、交付額、交付率とも縮小され、税源移譲の配分内容がいまだ不明確であり、地方財政の将来の方向性は定まっていないのが現状です。

しかし、厳しい財政状況の中にあっても、町民に対して安定的に行政サービスを提供し続けるには、長期的視点に立った財政の健全化を進めなければなりません。このため人件費の削減、組織の見直しを含めた事務事業の効率化、各種団体等に対する補助負担金の見直し、投資的事業の重点化による公債費の削減などの抜本的な歳出の見直しを行い、併せて町税などの歳入の確保に努め、簡素にして効率的な町政運営の構築を図る必要があります。

今回の計画策定にあたり、今想定される諸条件を考慮し、国・地方の財政状況の方向性を思慮した中で推計を行ったものです。

歳入

(1) 町税の見通し

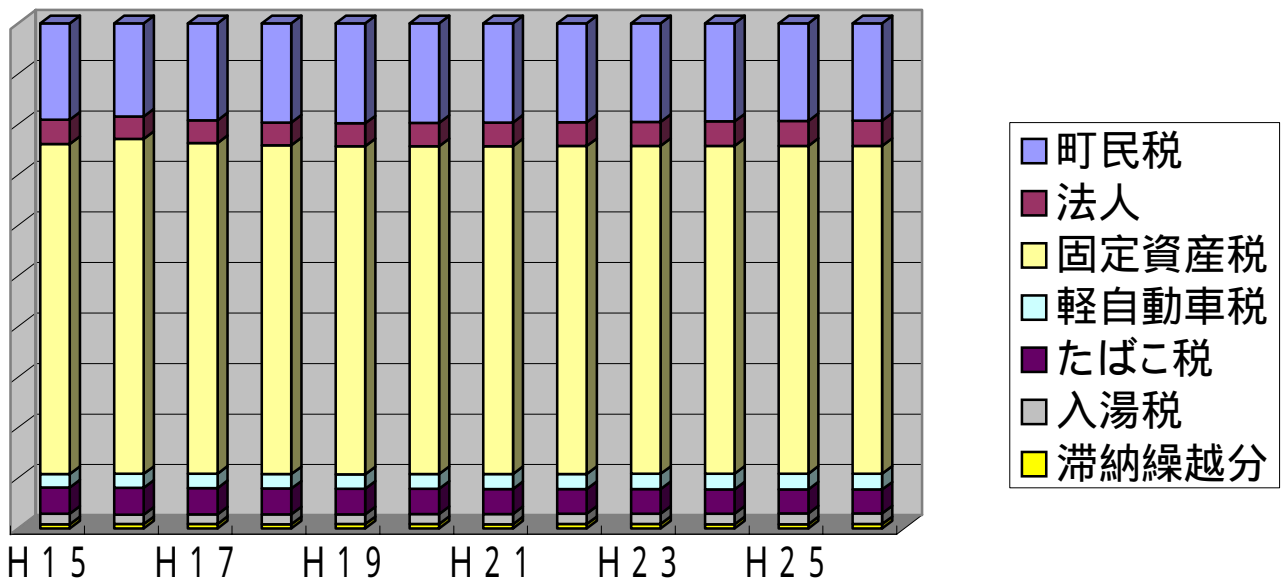
町民税は、税制改正による増収も見込まれますが、景気低迷による所得の減少、納税義務者の減少が続くものと考えられ減収傾向にあります。固定資産税については、近年の増改築の件数を平準化し、また、土地の下落傾向が今後も続くものとして推計しています。

法人税、軽自動車税は過去3カ年の実績、たばこ税は過去の実績の平均減少率(△2.299%)を乗じて算出。入湯税は企業努力することで平成16年度同額推移としたものです。

単位：万円

区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
町民税	12,963	12,201	12,472	12,677	12,631	12,415	12,203	11,996	11,792	11,593	11,398	11,206
法人	3,248	2,921	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
固定資産税	44,370	43,891	42,505	41,941	41,385	40,838	40,298	39,768	39,244	38,728	38,220	37,719
軽自動車税	1,777	1,834	1,834	1,834	1,834	1,834	1,834	1,834	1,834	1,834	1,834	1,834
たばこ税	3,528	3,500	3,367	3,290	3,214	3,140	3,068	2,998	2,929	2,862	2,796	2,730
入湯税	1,425	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
滞納繰越分	572	572	570	551	550	548	531	529	526	509	505	502
合計	67,883	66,169	64,898	64,443	63,764	62,925	62,084	61,275	60,475	59,676	58,903	58,141

町税推計



(2) 地方交付税の見通し

全国における平成16年度の普通交付税の決定額（市町村分）については1兆8,861億円の減額、平均で5.7%の減。普通交付税の減額分を補てんする臨時財政対策債の発行額を合わせると2兆8,623億円の減額、平均で12.4%の減となりました。

本町においては、全国の傾向とは異なり普通交付税が6,803万円の増額、4.7%の増。臨時財政対策債の発行額を合わせると3,319万円の減額、平均で1.9%の減となり全国平均を大幅に下回る減少率となりました。これは道路台帳を整備したことによる道路橋梁費の増額、町道整備に充当した辺地対策事業債や、公立病院建設に充当した病院事業債の償還による公債費の増額により、基準財政需要額の上昇があったためです。

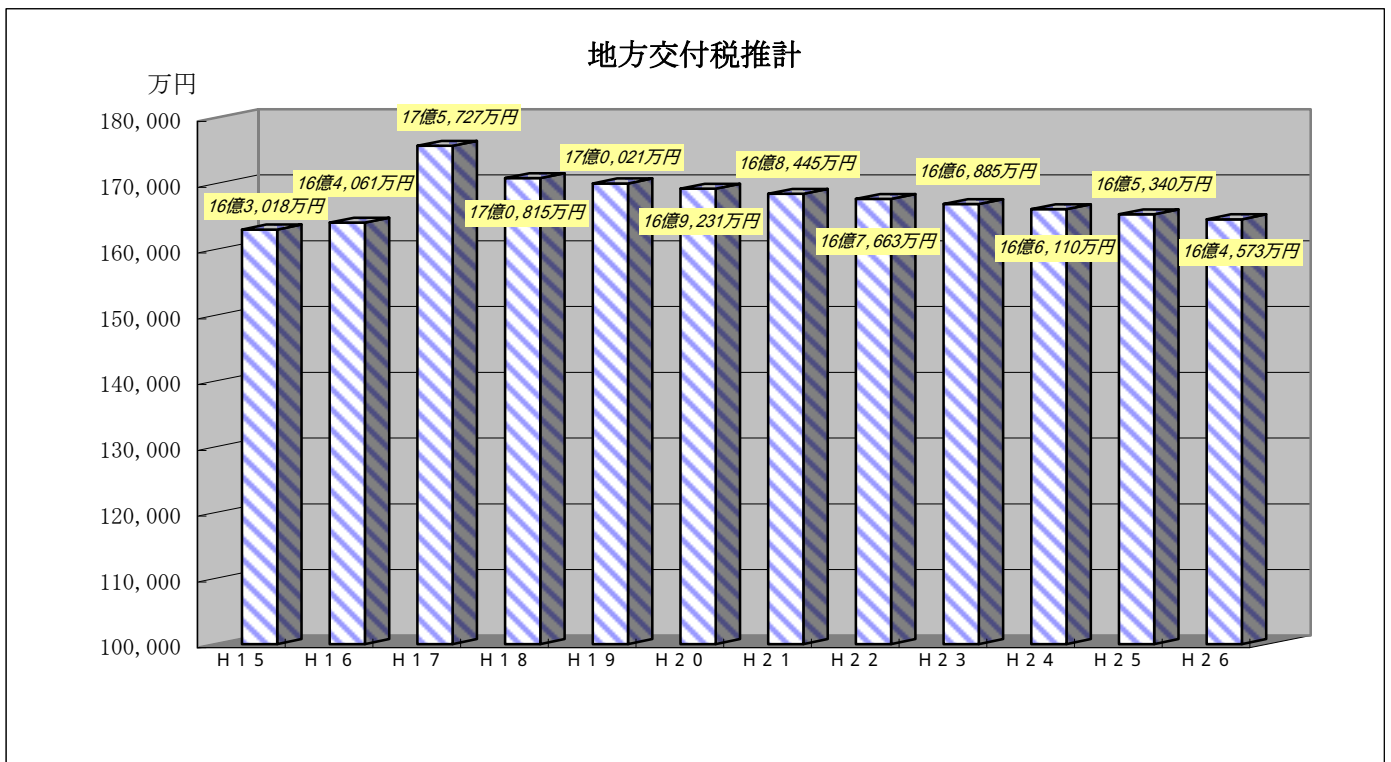
平成17年度国の地方交付税総額が前年比117億円の増、0.1%の伸びで、16年度並が確保されました。本町の平成17年度普通交付税の交付予定額は、道路台帳を整備したことによる道路橋梁費の新たな増額分を加えると、16年度より約1億1千万円ほど多い16億3,720万円、伸び率7.6%としました。18年度は17年度より3%減、19年度以降は、交付税の微減傾向は続くと判断し、毎年0.5%減で推計したものです。

特別交付税は、平成15年度決算額より5,000万円減額し、平成17年度から10カ年均等に1億2,000万円と推計しています。普通交付税と特別交付税との合計額が各年度の地方交付税額として表に示しています。

ただし、国の地方交付税方針の変更があった場合は、この推計も大きく変わることもあります。

単位：万円

地方交付税	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	163,018	164,061	175,727	170,815	170,021	169,231	168,445	167,663	166,885	166,110	165,340	164,573



(3) その他の収入の見通し

国県支出金は、三位一体の改革により削減・廃止対象分の相当額が税源移譲されるという見方から、現段階では経常的に収入される額を計上しました。なお額の変動については、王城寺原演習場関連の特定防衛施設周辺整備調整交付金を考慮したためです。平成17・18年度で実施予定の公営住宅建設、町民体育館リニューアルの国庫補助金も算入しています。

地方譲与税は、過去の平均額または実績額により推移。各種交付金（利子割、自動車取得税、地方特例、交通安全対策特別）は、平成16年度当初予算額で同額推移。配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金は平成16年度決算見込額と同額推移としています。

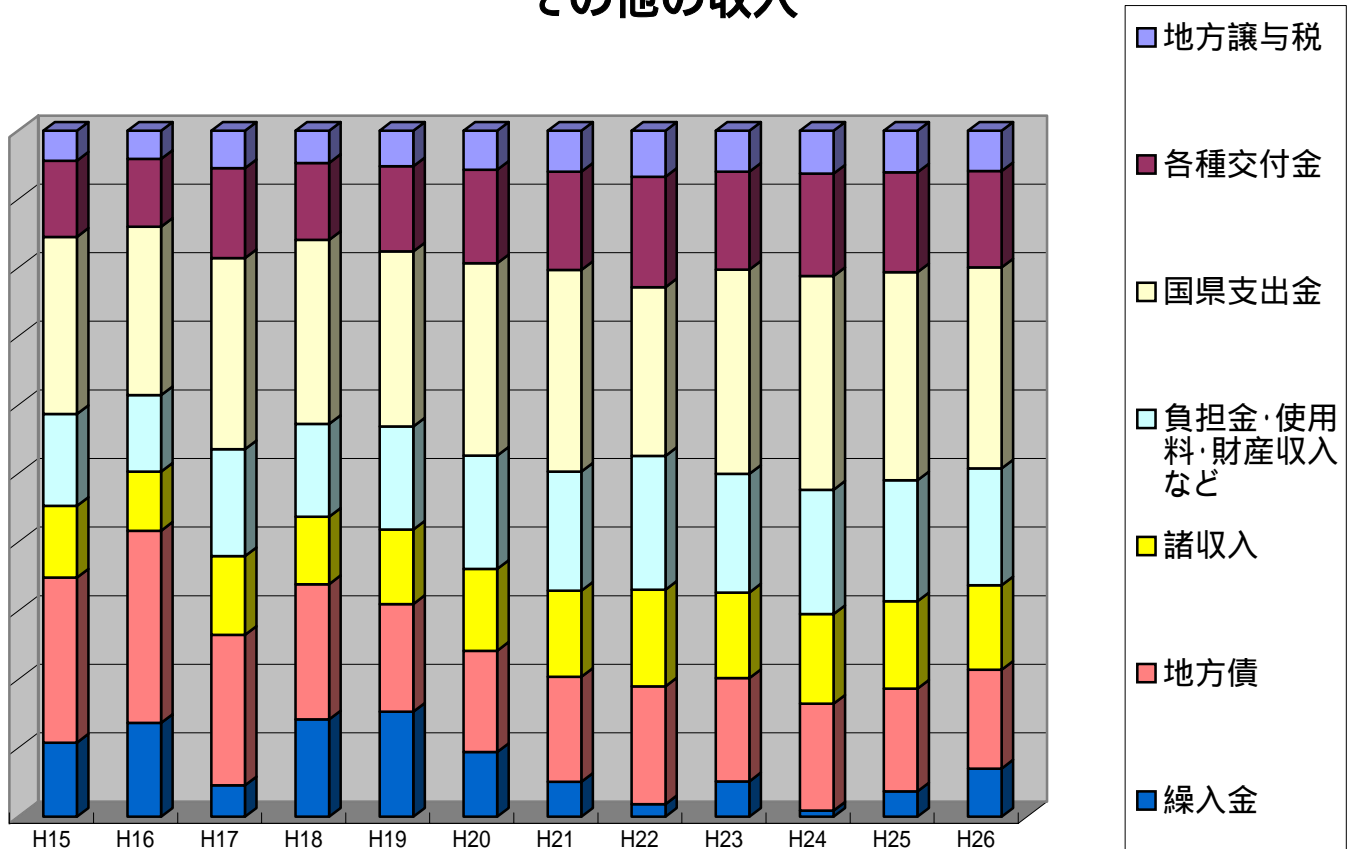
負担金、使用料、財産収入などは平成16年度決算見込額や平成15年度決算額を基準として推計します。諸収入は、過去5カ年の平均額で同額推移としています。

地方債は、現時点で想定される事業債（辺地、住宅建設、体育館リニューアル）を加味し、減税補てん債は定率減税の段階的廃止により計上しません。臨時財政対策債は平成17年度は予算額の1億9,000万円を見込み、平成18年度が3%減、平成19年度以降は毎年度0.5%ずつ減額して推計しました。

単位：万円

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方譲与税	6,596	6,937	6,937	6,937	6,937	6,937	6,937	6,937	6,937	6,937	6,937	6,937
各種交付金	16,778	16,669	16,620	16,620	16,620	16,620	16,620	16,620	16,620	16,620	16,620	16,620
国県支出金	39,063	41,487	35,349	39,727	34,206	34,187	34,169	25,352	34,636	34,621	34,607	34,593
負担金・使用料・財産収入など	20,200	18,796	19,775	20,015	20,144	20,144	20,144	20,144	20,144	20,144	20,144	20,144
諸収入	15,812	14,544	14,544	14,544	14,544	14,544	14,544	14,544	14,544	14,544	14,544	14,544
地方債	36,350	47,290	27,850	29,180	21,050	18,000	17,800	17,700	17,500	17,300	17,100	17,000
繰入金	16,331	23,109	5,800	21,000	20,500	11,500	5,900	1,900	6,000	1,000	4,200	8,300
合計	151,130	168,832	126,875	148,023	134,001	121,932	116,114	103,197	116,381	111,166	114,152	118,138

その他の収入



歳 出

(1) 人件費の見通し

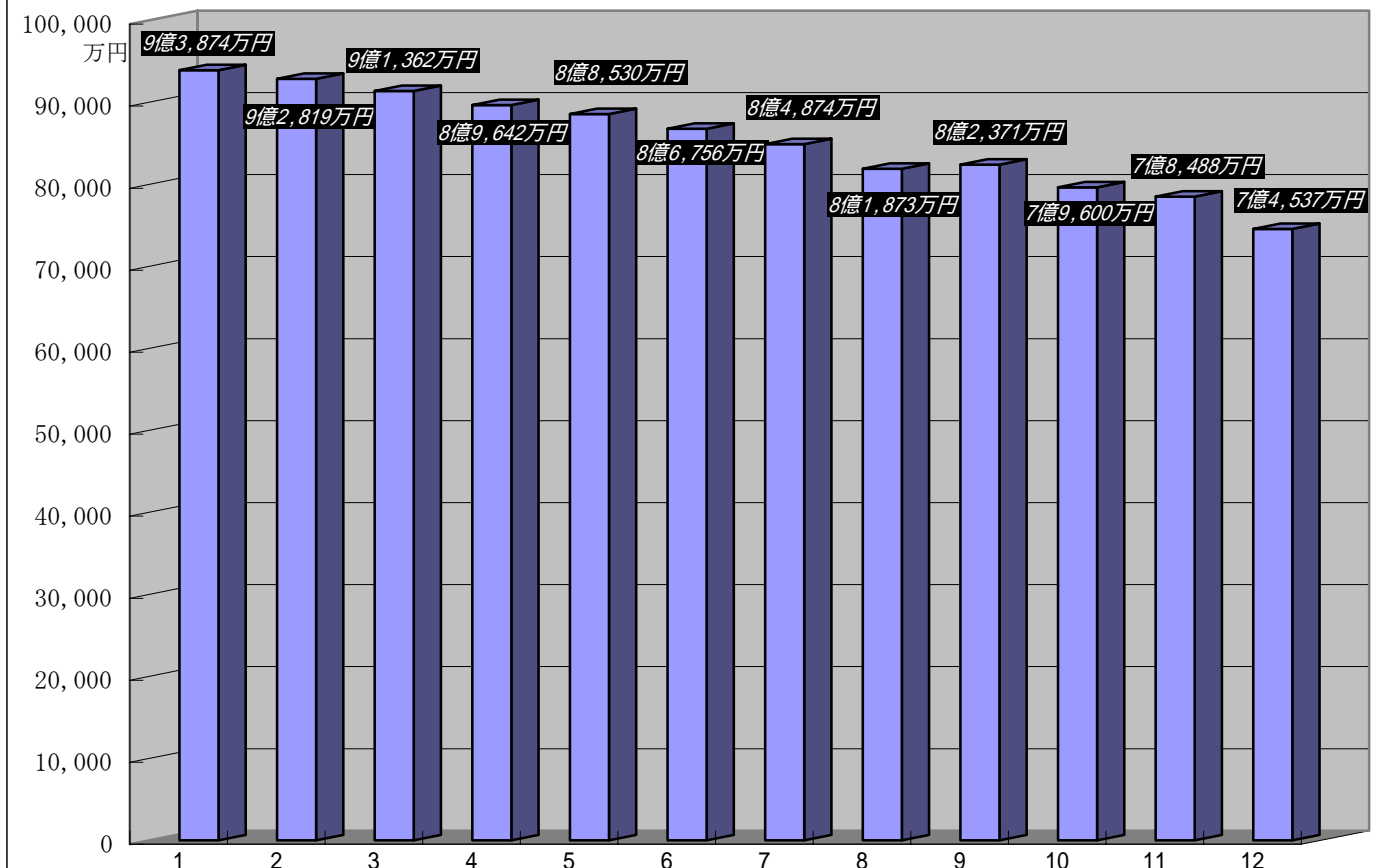
今後10年間の退職者を考慮し試算します。一般職員の補充率は25%（退職者4人に対して1人採用）として試算します。

特別職給料を町長20%、助役、収入役、教育長は10%減額します。また、一般職員については管理職手当を50%削減。また、将来財源が不足する場合は、職員の期末勤勉手当（ボーナス）の削減も考慮します。更に各種委員会、審議会委員報酬は18年度から見直しすることで試算します。

単位：万円

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
町議会議員数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
特別職等数	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
一般職員数	125	126	121	118	116	113	109	105	105	102	99	93
農業委員数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
人件費の推移	93,874	92,819	91,362	89,642	88,530	86,756	84,874	81,873	82,371	79,600	78,488	74,537

人件費の推計



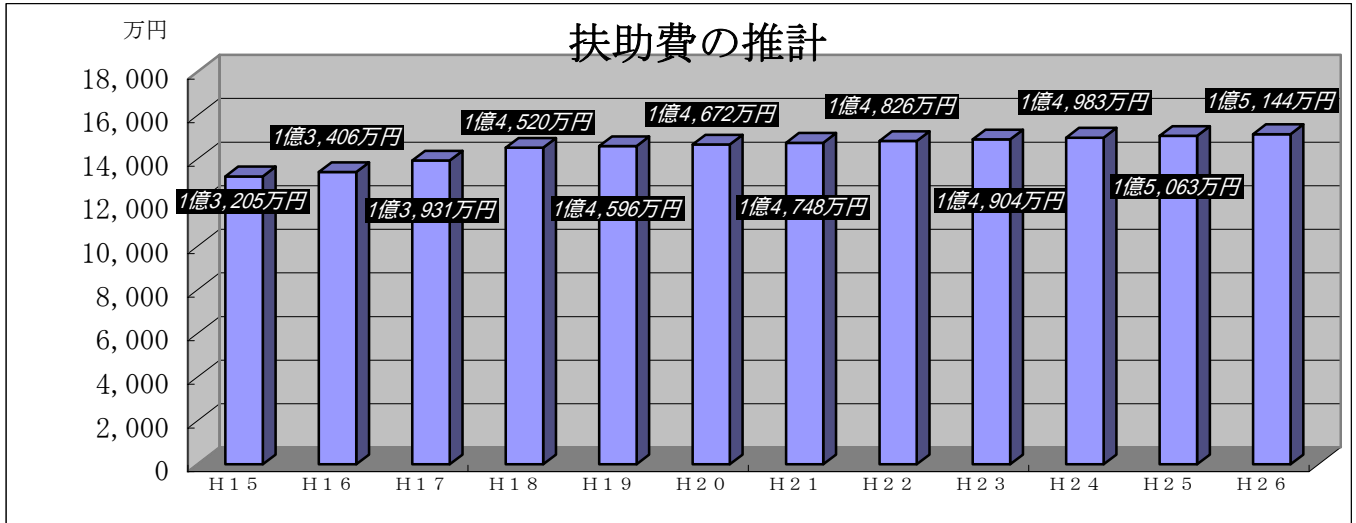
(4) 扶助費の見通し

扶助費は障害者医療費助成・在宅介護手当・児童生徒の就学援助費など福祉・教育分野を中心にさまざまな制度で支給されている経費のほか、保育所の運営費用も含まれます。

現行制度堅持を基本に推計します。社会福祉費、老人福祉費については、伸び率1.0%で推計します。児童福祉費については、平成17年度より給付金支給対象者が拡大したことにより、1,000万円程度増額で推計します。

単位：万円

扶助費	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
		13,205	13,406	13,931	14,520	14,596	14,672	14,748	14,826	14,904	14,983	15,063



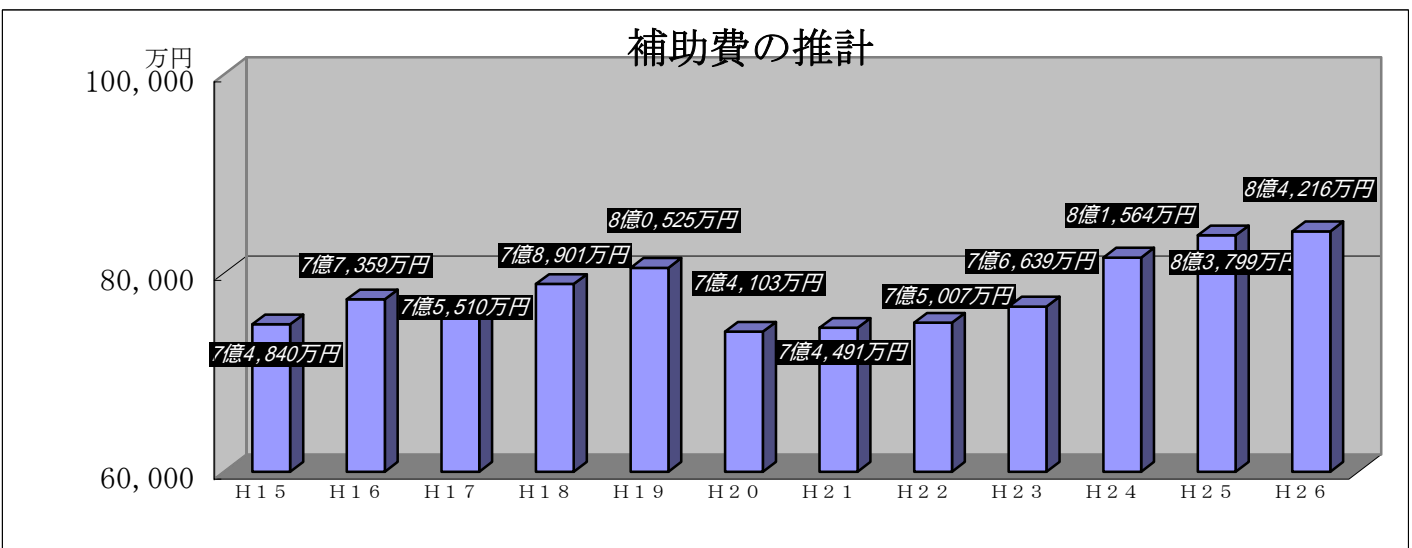
(5) 補助費の見通し

補助費とは補助金として交付されるもののほか、大崎地域広域行政事務組合など各種団体への負担金、各種協議会委員の報償費などがあります。

加美郡保健医療福祉組合や大崎地域広域行政事務組合に対する負担金は、同組合の計画表に基づき推計しますが、大きな割合を占めるため、各広域においても行政改革に積極的に取組み事務経費削減に努めることを求む。各種団体等への補助金については見直をして段階的に削減します。

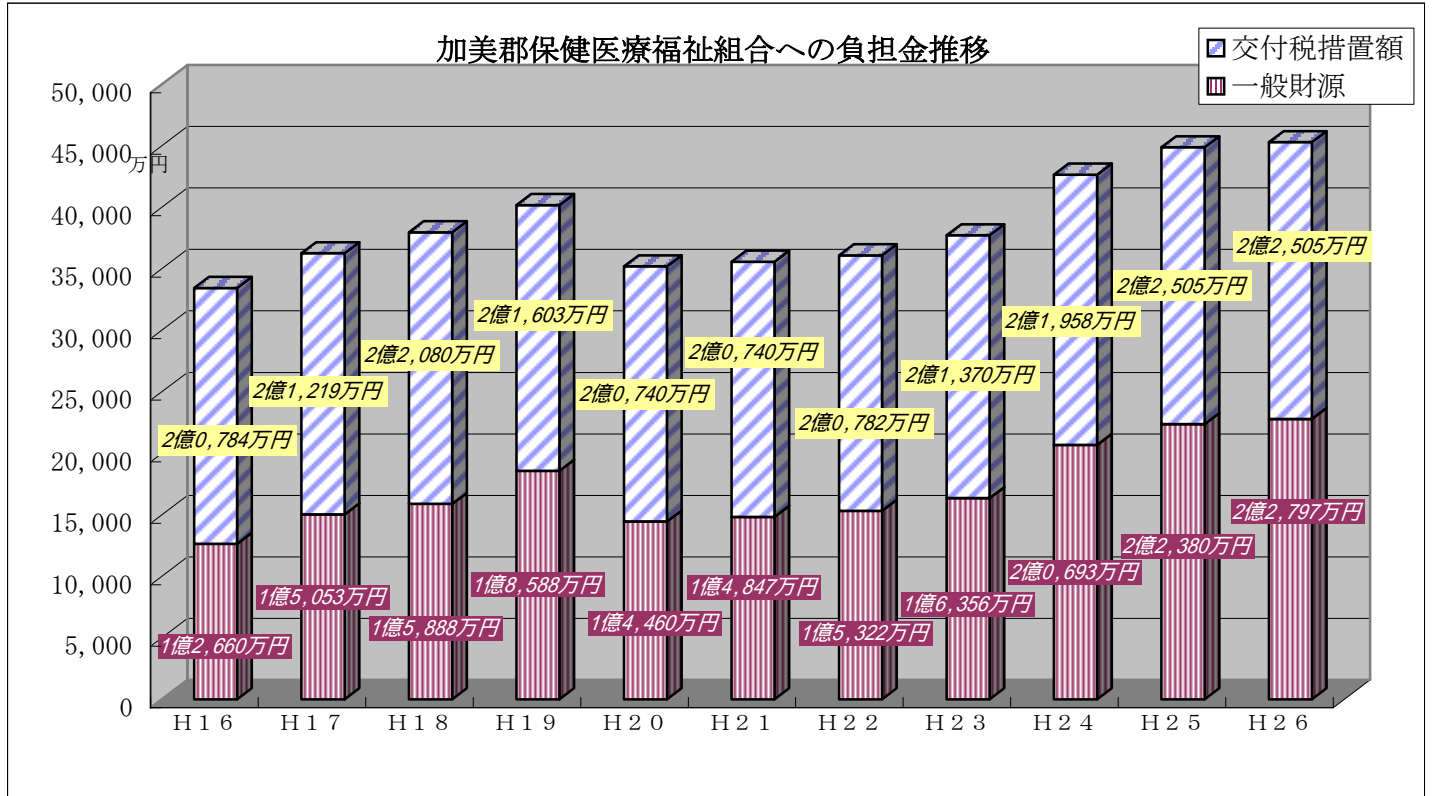
単位：万円

補助費等	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
		74,840	77,359	75,510	78,901	80,525	74,103	74,491	75,007	76,639	81,564	83,799



単位：万円

年度	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
交付税措置額	20,784	21,219	22,080	21,603	20,740	20,740	20,782	21,370	21,958	22,505	22,505
一般財源	12,660	15,053	15,888	18,588	14,460	14,847	15,322	16,356	20,693	22,380	22,797
計	33,444	36,272	37,968	40,191	35,200	35,587	36,104	37,726	42,651	44,885	45,302



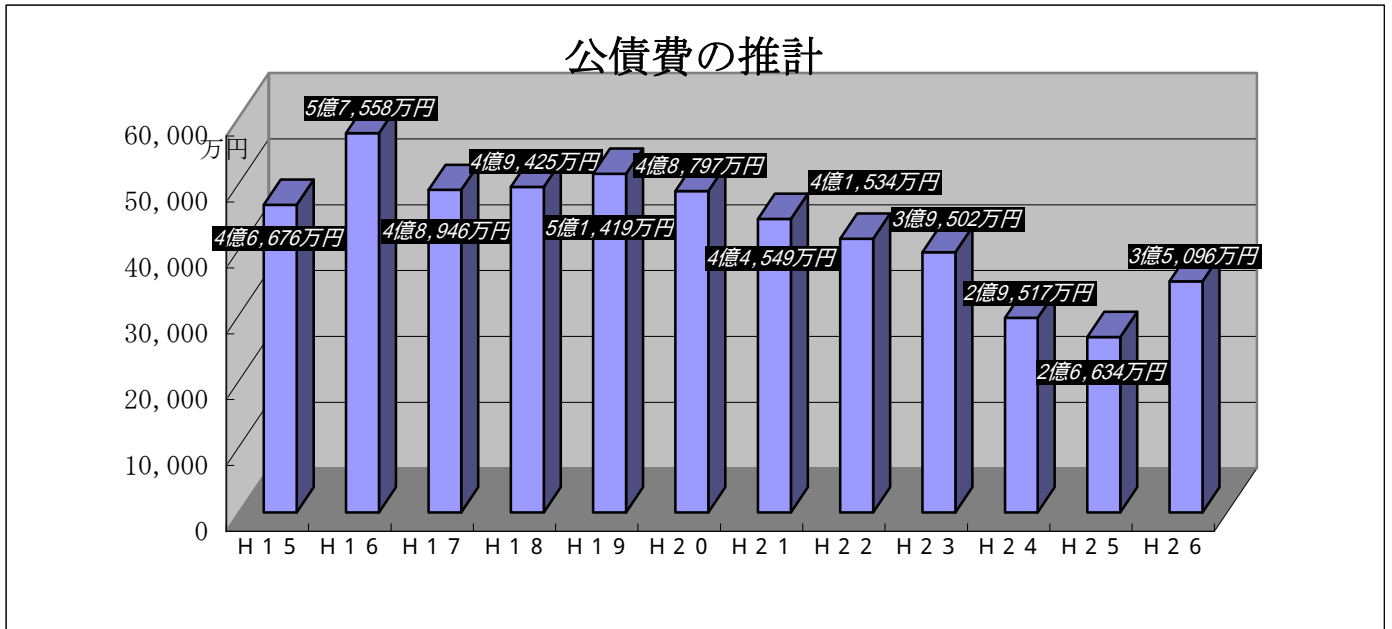
(6) 公債費の見通し

公債費とは町の借入金の元利償還金の経費で、主に建設事業の借入です。

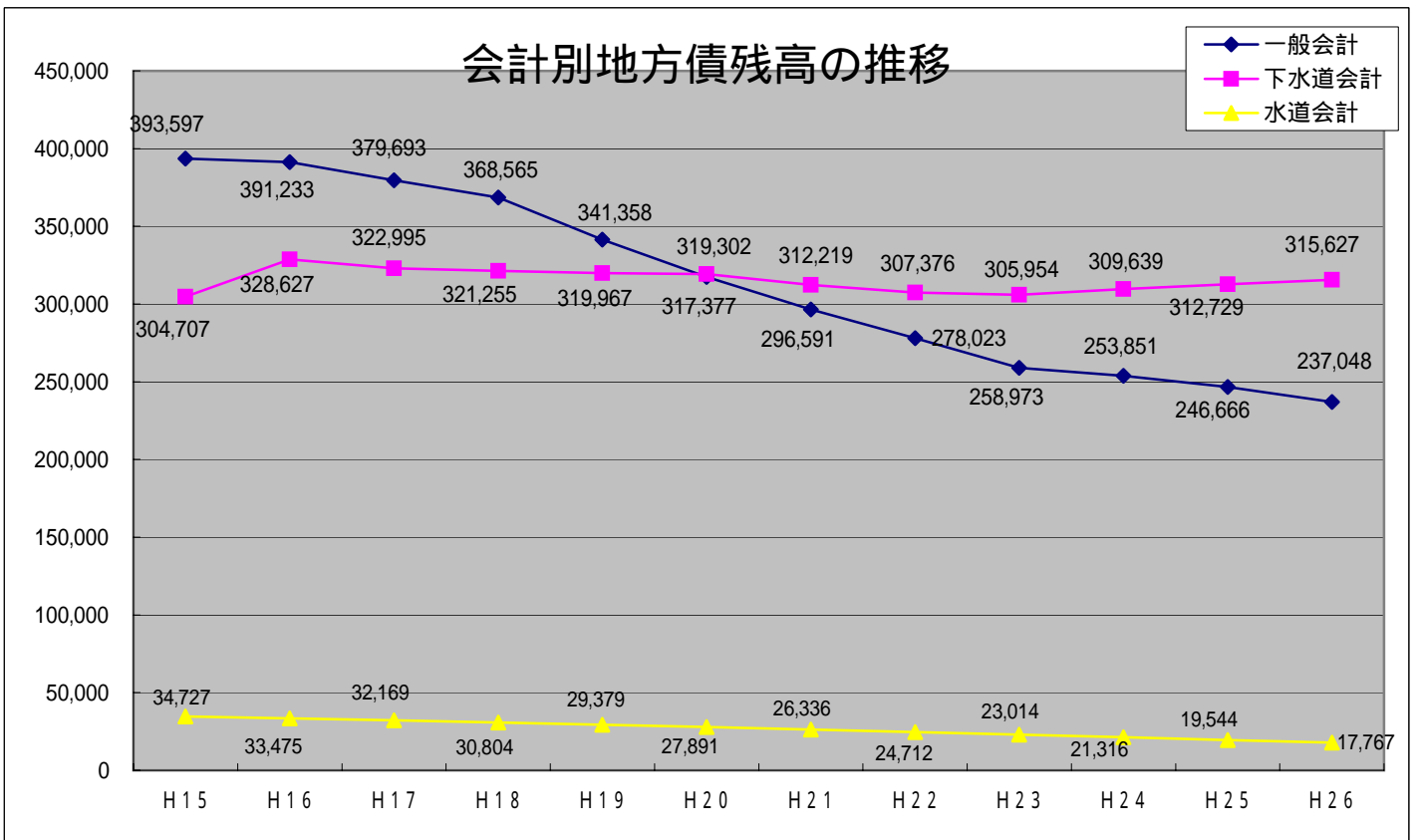
健全財政を維持できるよう引き続き将来を見越した財政運営とします。投資的事業に係る新たな起債は公営住宅建設、町民体育館リニューアル分を見込んでいます。

単位：万円

公債費	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	46,676	57,558	48,946	49,425	51,419	48,797	44,549	41,534	39,502	29,517	26,634	35,096



参考 各会計の地方債残高の推移



区分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
一般会計	393,597	391,233	379,693	368,565	341,358	317,377	296,591	278,023	258,973	253,851	246,666	237,048
下水道会計	304,707	328,627	322,995	321,255	319,967	319,302	312,219	307,376	305,954	309,639	312,729	315,627
水道会計	34,727	33,475	32,169	30,804	29,379	27,891	26,336	24,712	23,014	21,316	19,544	17,767

(7) 繰出金の見通し

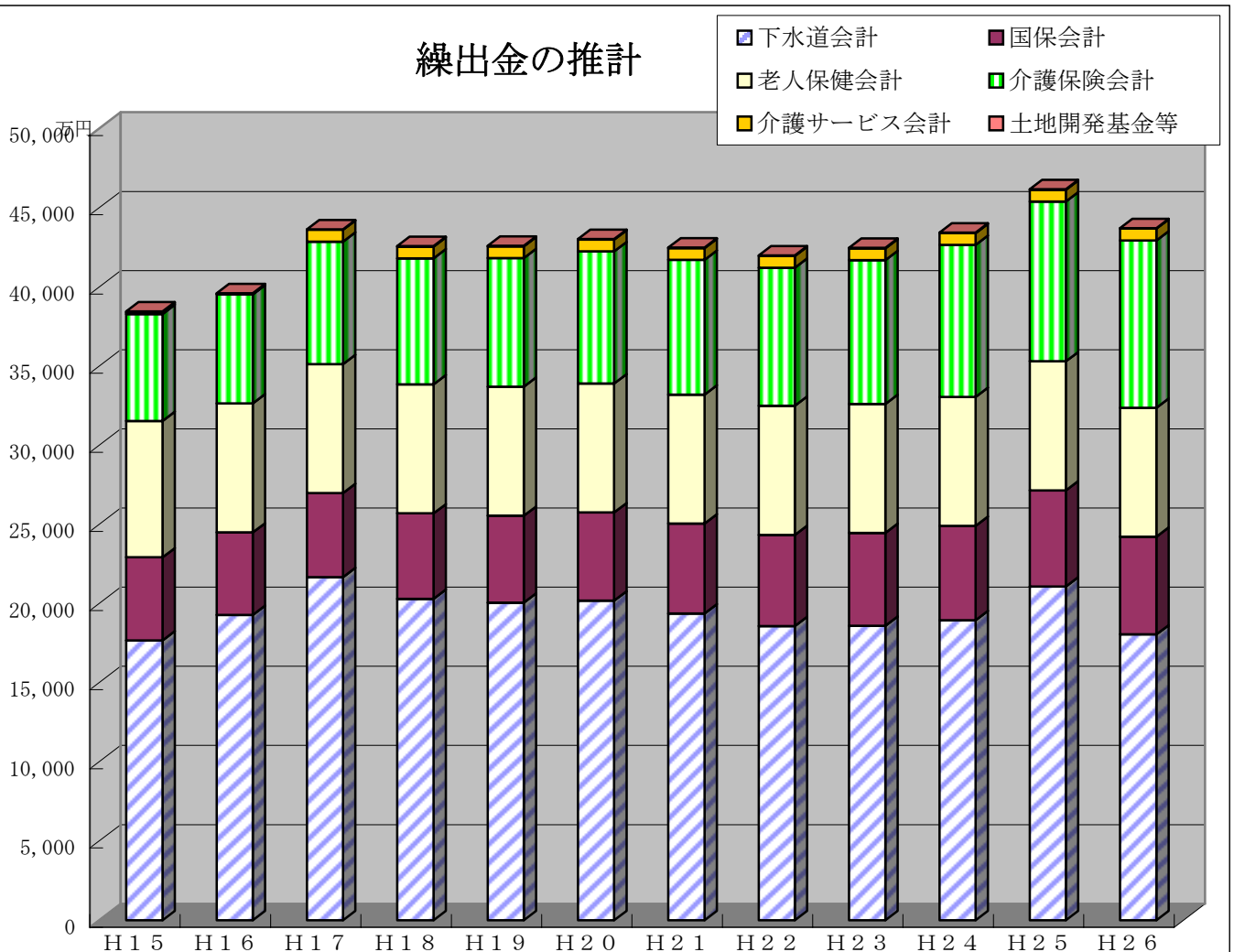
繰出金とは一般会計から特別会計へ支出する経費です。

下水道会計については、計画変更により事業費を節減します。国民健康保険事業は、過去3カ年の伸び率から平均乗率を算出し推計します。乗率は1.7%とします。老人保健事業は16年度の決算見込額を同額計上。介護保険事業は、高齢者数推計及び介護給付費の推移から介護給付費負担金基準額を算出し推計します。

単位：万円

繰出金	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
下水道会計	17,672	19,275	21,672	20,300	20,060	20,180	19,380	18,570	18,590	18,940	21,080	18,050
国保会計	5,247	5,216	5,305	5,395	5,487	5,580	5,675	5,772	5,869	5,969	6,071	6,174
老人保健会計	8,608	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151	8,151
介護保険会計	6,763	6,882	7,741	7,961	8,129	8,332	8,507	8,719	9,086	9,603	10,093	10,568
介護サービス会計	118	38	743	744	743	743	743	743	743	744	743	743
土地開発基金等	51	51	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
計	38,459	39,613	43,647	42,586	42,605	43,021	42,491	41,990	42,474	43,442	46,173	43,721

繰出金の推計

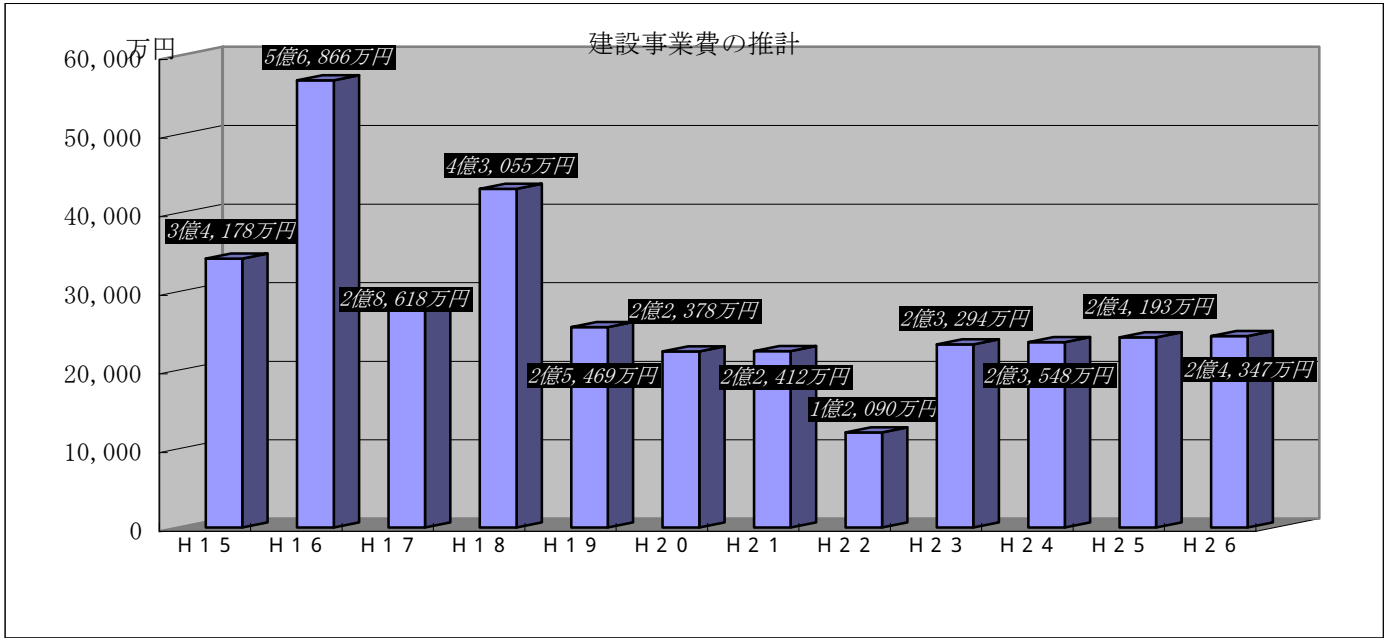


(8) 建設事業費の見通し

防衛関連補助事業を主に実施し、道路整備などを計画的に実施します。そのほか辺地計画による南山線整備、下水処理事業の継続事業と17・18年度では国庫補助事業で公営住宅建設と町民体育館リニューアルを

単位：万円

建設事業費	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	34,178	56,866	28,618	43,055	25,469	22,378	22,412	12,090	23,294	23,548	24,193	24,347



参考 水道事業及び下水道事業の建設費の推移

単位：万円

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
下水道事業費	44,342	43,323	19,846	19,826	22,756	16,806	11,326	11,326	19,436	32,626	31,600	31,600
水道事業費	10,053	2,481	8,500	5,000	5,000	5,000	5,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

